

令和6年度 介護人材確保・定着事業 補助金の概要

(宗像市介護人材確保・定着事業補助金)

介護サービスを提供する市内の事業所又は施設を運営する法人が介護人材の確保及び定着の促進を目的として実施する事業の一部について予算の範囲内で補助します。

補助対象者

介護サービスを提供する市内の事業所又は施設を運営する法人

(介護サービスとは介護保険法(平成9年法律第123号)第8条、第8条の2又は第115条の4.5に規定するものとする)

補助対象期間

令和6年4月1日(月)～令和7年3月31日(月)まで

(「事業着手日～事業完了日」が上記に該当し、令和7年3月31日までに経費支払いと実績報告が完了するもの)

補助対象事業等

補助対象事業	介護人材確保事業	介護人材定着事業
補助基準額	上限額 300,000円 (1法人1回限り)	上限額 300,000円 (1法人1回限り)
補助率	10分の10	
補助対象経費	補助対象者が市内事業所又は施設において、新たな人材を採用するために取り組む経費(消費税及び地方消費税を除く)のうち、次に掲げるもの。 (1)就職情報Webサイトやチラシ等に情報を掲載する 広告宣伝費用 (2)新たな人材の採用に関するホームページの新規作成又は改修を 専門業者に委託する費用 (3)就職説明会開催の 会場使用料	補助対象者が市内事業所又は施設において、介護人材の定着のために取り組む経費(消費税及び地方消費税を除く)のうち、 職員の資質向上のための研修に要する受講料及び講師の派遣に要する費用 (当該補助金の交付を申請する介護サービス運営法人と同一法人に所属するものを講師とする場合を除く)

※支出が請求書等で確認できる経費に限ります。

※食糧費、光熱水費、交際費、研修受講に係る交通費及び事業所業務外での経費は補助対象外です。

※「介護人材確保事業」と「介護人材定着事業」の両方を申込むことも可能です。(申請書等はそれぞれ必要です)

※国、県その他の補助金の交付決定を受けた、または受ける予定の経費は補助対象外です。

申請方法・申請期限

郵送もしくは持参にて、下記窓口まで。 **申請期限：令和7年2月28日(金) [必着]**

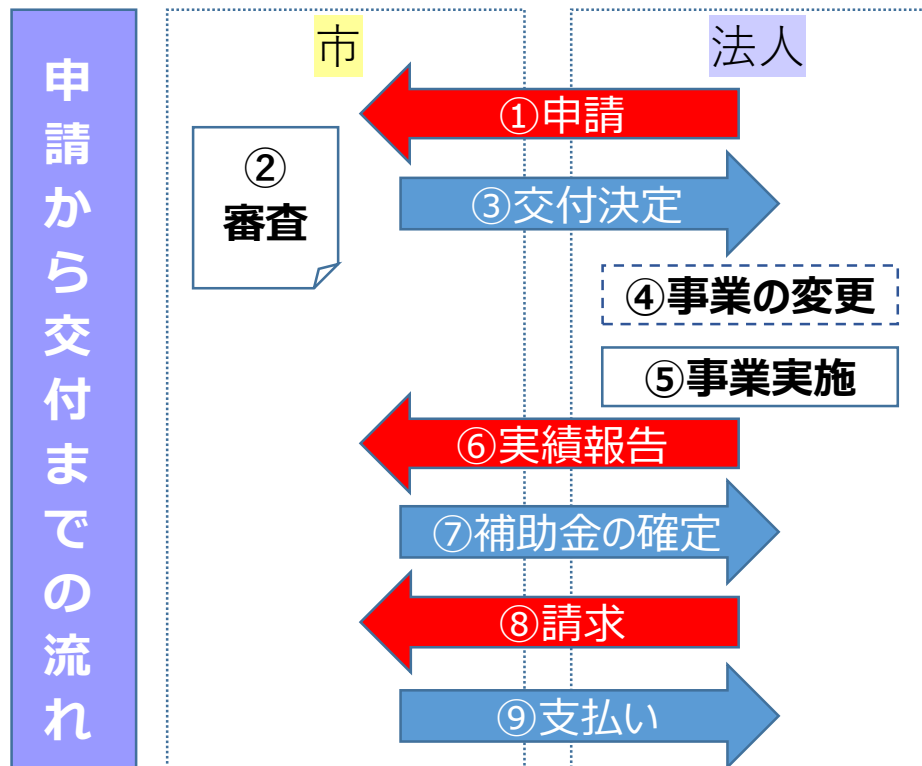
申請窓口・問い合わせ先

宗像市介護保険課審査指導係(北館1階N4窓口)

TEL:0940-36-9557 FAX:0940-36-2410

〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号

手続きの流れ



申請書様式、必要書類等詳細はこちら



提出書類

(①申請時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金交付申請書」

- 添付書類
- A 事業計画書
 - B 収支予算書
 - C 市税に滞納がないことの証明書 ※申請日から3ヶ月以内に法人名で発行されたもの
 - D 事業概要を確認できる資料(パンフレットの写し等)
 - E 補助対象経費の算出根拠となる資料(見積書の写し等)

(④変更申請時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金変更承認申請書」

- 添付書類
- A 事業計画書(変更用)
 - B 収支予算書(変更用)

(⑥実績報告時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金実績報告書」

- 添付書類
- A 収支報告書
 - B 補助対象経費の支払を証する書類 ※領収書の宛名は法人とすること (やむを得ない場合を除く)
 - C 事業の実施内容 (サービス名、数量、単価等) が確認できる書類

(⑧請求時)

■「宗像市介護人材確保・定着事業補助金交付請求書」

- 添付書類
- A 振込先口座の通帳の写し
(金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の記載があるページ)

その他

- ・申請額の総額が予算額を超える場合は、申請書の提出順に予算の範囲内で交付します。
- ・予算額を超えた場合は、速やかにホームページ上でお知らせします。
- ・ホームページに掲載してある募集要領をご覧ください、了承したうえで申請してください。